

## XII 職場の健康管理で注意すべきポイント

### A. 定期一般健康診断「所見あり」への対応

- 健康診断を受けて高血圧等の異常を指摘されてもその後放置する者が多い。  
特に「所見あり」者への保健指導の重点強化が必要である。

### 図18. 定期健康診断とその後の流れ

- ①定期一般健康診断の実施（安衛法第66条第1項）  
↓ 労働者全員が受診できる配慮
- ②健康診断結果の受領  
↓ ・個人票の5年間保存（法66条の3）  
↓ ・50人以上は監督署へ報告（安衛則第52条）
- ③健康診断結果の労働者への通知（法第66条の6）  
↓ ・所見あり者への保健指導の実施（第66条の7）
- ④医師等の意見聴取（第66条の4）⇒通常勤務・休業・措置
- ⑤就業上の措置の決定等（安衛法66条の5）  
⇒就業場所変更・作業転換・勤務時間短縮等



B. 時間外労働への取り組み：長時間の時間外労働への対応

- ・長時間労働が脳・心疾患を起こすことがわかっている。  
長時間労働への指導が必要である。

図19. 時間外労働に対する産業医の助言指導  
(H14過重労働による健康障害防止のための総合対策)

時間外労働時間

産業医等による助言指導等

月45時間を超えている



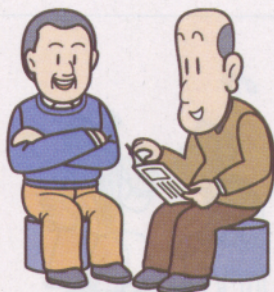
作業環境、労働時間、深夜業の回数・時間数、健康診断結果等に基づき事業主に対し助言指導

月100時間、または2～6ヶ月に1ヶ月平均80時間を越えている



上記に加え、当該労働者産業医等の面接による保健指導

- ・時間外労働45時間以上を問題とする根拠は以下のとおりである。



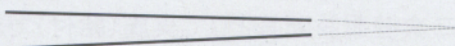


## 図20. 45時間以上を要注意とする根拠

### ■ 生活時間配分と脳・心疾患増加(週5日労働)

拘束時間(昼休み)	1時間	} おおよその人間として必要な労働時間以外の生活時間
通勤	1時間	
食事・風呂・団らん・余暇など	4時間	
基本労働時間	8時間	
余り	10時間	

睡眠時間	5	6	7	8
1日残業時間	5	4	3	2
およその月残業時間	100	80		45

脳・心事故の増加 

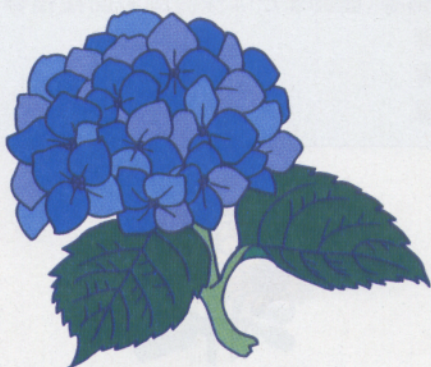
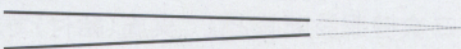


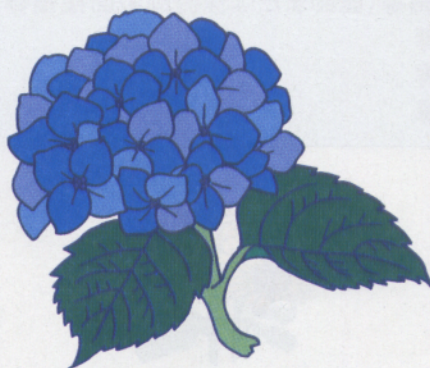
図20. 45時間以上を要注意とする根拠

■ 生活時間配分と脳・心疾患増加(週5日労働)

拘束時間(昼休み)	1時間	} おおよその人間として必要な労働時間以外の生活時間
通勤	1時間	
食事・風呂・団らん・余暇など	4時間	
基本労働時間	8時間	
余り	10時間	

睡眠時間	5	6	7	8
1日残業時間	5	4	3	2
およその月残業時間	100	80		45

脳・心事故の増加 





## C. 二次健康診断給付制度の活用による精密検査の活用

- ・ 一次健康診断の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満を同時に有する者はリスクが高いところから、「二次健康診断給付制度」が創設されている。

表27. 二次健康診断給付制度

### ○対象者となるもの(※1)

一次健康診断の結果、以下の4項目に異常があるもの。

- |          |   |                    |
|----------|---|--------------------|
| 1 血圧の測定  | } | 原則として全ての項目が有所見(※2) |
| 2 血中脂質検査 |   |                    |
| 3 血糖検査   |   |                    |
| 4 BMIの測定 |   |                    |

### ○二次健康診断等として実施(給付)できる検査および指導

#### (1)二次健康診断の項目

- ・空腹時血中脂質検査
- ・空腹時血糖値検査
- ・ヘモグロビンA1c
- ・負荷心電図検査または胸部超音波検査のいずれか1の検査
- ・頸部超音波検査
- ・微量アルブミン尿検査

#### (2)特定保健指導(医師または保健師の面接指導)

- ・栄養指導
- ・運動指導
- ・生活指導

- ※1 一次健康診断又はその他の機会、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された方については、二次健康診断等給付の対象とはならない。
- ※2 ただし、全てが有所見でなくても産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなす。